

## 入札参加停止措置について

- ・業者名 舞鶴保健興業(有)  
(所在地) (京都府舞鶴市字上安650番地)
- ・停止期間 令和8年3月18日～令和8年6月17日
- ・停止措置の理由 上記の者は、下水道整備課が発注した公共下水道管路施設（中地区他）維持管理業務（伏越箇所スカム調査）の履行において、公道上のマンホールを開放した状態で作業者が現場を離れるという不適切な安全管理を行い、現場を通行した第三者の車両を破損させる公衆損害事故を発生させました。

## 措置要件

○舞鶴市入札参加停止に関する要綱  
(入札参加停止等)

第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。

別表第1(第3条、第5条関係)  
事故等に基づく停止基準

措 置 要 件	期 間
4 工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	(2) 負傷者を生じさせ、又は損害を与えたとき。
	ア 市発注工事等における事故
	3月

